

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

熊本市上下水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して

「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されます。

これに伴い、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。

※政令の規定により旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

※指定の更新がなされない場合は失効となります。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日（1年）
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日（2年）
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日（3年）
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日（4年）
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日（5年）

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、郵送にて通知します。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●更新申請に必要な書類

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- (2) 機械器具調書（別表）
- (3) 誓約書（様式第2）
- (4) 法人の場合、定款のコピー及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
個人の場合、住民票の写し
- (5) 機械器具の写真
- (6) 給水装置工事主任技術者免状又は技術者証のコピー
- (7) 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書（様式第5号）

●指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ①指定給水装置工事事業者説明会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・外部研修の受講証等
- ・配管技能の資格証等

○更新審査手数料

10,000円（熊本市水道条例第33条）
※新規手数料も同額

◇更新申請についてのお問い合わせは
熊本市上下水道局給排水設備課業務班

TEL：096-381-1151